

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年8月31日

【事業年度】 第104期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 椿本興業株式会社

【英訳名】 TSUBAKIMOTO KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 椿本哲也

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田3丁目3番20号

【電話番号】 大阪 06-4795-8806

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 宮崎 捷

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区梅田3丁目3番20号

【電話番号】 大阪 06-4795-8806

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 宮崎 捷

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
椿本興業株式会社東京本社  
(東京都港区港南2丁目16番2号)  
椿本興業株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区錦3丁目6番34号)  
椿本興業株式会社横浜営業所  
(横浜市神奈川区沢渡1番地2)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出致しました第104期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ①～⑥ <省略>

⑦ 取締役の定数及び任期

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、変更後の定款で取締役の定数を12名以内と定め、任期についても、「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」と定めております。

⑧ <省略>

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議要件について、定款で「会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」と定めております。

(訂正後)

(1) ①～⑥ <省略>

⑦ 取締役の定数、任期及び選解任の決議要件

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、変更後の定款で取締役の定数を12名以内と定め、任期についても、「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」と定めております。

取締役の選解任の決議は、選任につきましては、株主総会において「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」と、解任につきましては、株主総会において「議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」とそれぞれ定款に定めております。また選任決議につきましては、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ <省略>

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議要件について、定款で「会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」と定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。